#### 太平洋広域漁業調整委員会指示第51号(案)の概要

#### 1. 届出

#### (1)遊漁者

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間中(以下「管理期間」という。)において、くろまぐろ(大型魚)を採捕しようとする遊漁者は、以下の内容について、<u>当該期間において最初にくろまぐろ(大型魚)の採捕をしようとする日の1営業日前までに委員会に届け出なければならない。</u>

ア 氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

イ その他委員会会長が必要と認めて別に定める事項

#### (2) 遊漁船業者

管理期間中において、くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者は、<u>使用する船舶ごとに</u>、以下の内容について、<u>令和8年1月1日から同年3月20日までに委員会に届</u>け出なければならない。

ア 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号及 びメールアドレス

- イ船名
- ウ 遊漁船登録番号
- エ 入出港しようとする場所
- オ その他委員会会長が別に定める事項
- ※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にく ろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする日の属 する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

#### (3) 遊漁船以外の船舶を運航する者

管理期間中において、遊漁船以外の船舶を運航してくろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴こうとする者は、使用する船舶ごとに、以下の内容について、全和8年1月1日から同年3月20日までに委員会に届け出なければならない。

ア 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号及 びメールアドレス

- イ船名
- ウ 船舶番号又は船舶検査済票の番号
- エ 入出港しようとする場所
- オ その他委員会会長が別に定める事項
- ※ 委員会会長が別に定める要件に適合する者にあっては、管理期間中に最初にく るまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に 赴こうとする日の属する月の前月十日までに委員会に届け出なければならない。

#### (4) 届出事項の変更

(1)から(3)までの規定による届出をした者は、<u>届出した事項に変更が生じたときは、速やかに、委員会に変更の届出をしなければならない。</u>

#### (5) 届出番号の交付

委員会は、(1)から(3)までの<u>届出を受け付けた際には、その届</u> 出者に届出番号を遅滞なく交付する。

#### 2. 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和9年3月31日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号(

ろ (大型魚) 項の規定に基づき、 ついて、 業法 (昭 次のとおり指示する。 和二十四 の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者が行うべき届出 くろまぐろ(大型魚)を採捕しようとする遊漁者及びくろまぐ 年法律第二百六十 -七号。 以 下 「法」という。 第百二十 一条第

令和七年十一月四日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

ところによる。 この指示にお 11 次 の各号に掲げる用 語  $\mathcal{O}$ 意義は それぞれ当該各号に定 8 る

- 該当しないも 「遊漁者」  $\mathcal{O}$ をいう。 産 動植 物を採捕する者であっ て、 次に掲げ る場合  $\mathcal{O}$ 11
- → 漁業者が漁業を営む場合
- $(\underline{\phantom{a}})$ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- 3 2 「管理期間」 「太平洋」 法第百五十二条第二項及び漁業法施行令 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間をいう。 (昭和二十五年政令第三
- 4 十号) 第十六条に規定する太平洋をいう。
- 「くろまぐろ (大型魚) \_ くろまぐろのうち、 三十キロ グラ  $\Delta$ 以 上  $\mathcal{O}$ ŧ  $\mathcal{O}$ な
- 5 号) 第二条第三項に規定する遊漁船業者をい 「遊漁船業者 遊漁船業の適正化に関す う。 る法律 (昭和六十三年法 律第九十九
- 6 いう。 遊漁船業の適正化に関する法 律第二条第二項に規定する遊漁

## 一届出

# 遊漁者

までに、 ばならない。 者は、次に掲げる事項を、当該期間において最初にくろまぐろ(大型魚) 和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日でない をしようとする日の一営業日(「営業日」とは、行政機関の 管理期間中に太平洋におい 太平洋広域漁業調整委員会 て、 くろまぐろ(大型魚) 以下 「委員会」 という。 を採捕 休日 しようとする遊漁 に関する法律(昭 日をいう。 に届け出なけ の採捕

□ 氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレ

ス

- その他委員会会長が必要と認めて別 に定める事項
- 2 遊漁船 業者

項を、 らない。 ばならない。ただし、 理期間中にお 者を漁場に案内 .案内しようとする日の属する月の 理期間中に 令和八年 いて最初にくろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場 太平洋 <u>·</u> 月 しようとする遊漁船業者は、使用する船舶ごとに、 一日から令和 委員会会長が別に定める要件に適合する者に 12 お V くろま 八年三月二十日までに、 前月十日までに、 ぐろ (大型魚) 委員会に届け出なけ の採捕を目的 委員会に届 あ 次に掲げる事 け出 کے 0 ては ń て遊 な ばなな け n

- 氏名 ドレ (法人に ス あ 0 て は、 名 称 及 び代表者の 氏 名)、 住 族 電話番号及  $\mathcal{U}$ 電子 メ
- ルア
- 船名
- 遊漁船登録番号
- 入出港しようとする場所
- その 他委員会会長が必要と認め て別 に定める事
- 3 遊漁 船 以外の 船舶を運航 する者

型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする者又は自ら漁場に赴 ろまぐろ(大型魚) 会会長が こうとする者は、 赴こうとする日の属する月の前月十日までに、委員会に届け ら令和八年三月二十日までに、 管理期間中に太平洋に 氏名 ルア 別に定める要件に適合する者に (法人にあっては、 ス 使用する船舶ごとに、 の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に おいて、遊漁船 名称及び代表者の氏名)、 委員会に届け あ 次に掲げる事項を、 以 いっては、 外 出なければならない。  $\mathcal{O}$ 船舶を運航して、くろまぐろ 管理期間中において最初にく 住所、 出なければならない 電話番号及び電子メ 令和八年一月一日か ただし、 委員

- 船名
- 船舶番号又は 船舶検査済票の番号
- 入出 港しようとする場所
- その他委員会会長が必 要と認め て 別 に定める事項
- 4 速や 1 から3まで 委員会に の規定による届出を 変更の 届出をしなければ した者は ならな 、届出の事項に変更が生じたときは い
- 5 1の届出を行 くろま ならな らぐろ って (大型魚) いな い遊漁者は、 を意 図せず くろまぐろ(大型魚)を採捕 採 捕 した場合には、 直ちに 海 中 してはならな 放 流 L な
- て遊 2 0) 届出を行 漁者を漁 場に 0 7 案内 V な い遊漁船業者は、 ては ならな くろまぐろ (大型魚)  $\mathcal{O}$ 採捕 を目的 لح

6

- 7 魚) 3の届出を行っていない遊漁船以外の船舶を運航する者は、くろまぐろ(大型 の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内し、又は自ら漁場に赴いてはならな
- 8 遅滞なく交付する。 委員会は、 1から3までの届出を受け付けたときは、 その届出者に届出番号を
- 三 指示の有効期間

る。 この指示の有効期間は、 令和八年一月一日から令和九年三月三十一日までとす

よる。

兀

その他 この指示の実施に関し必要な事項については、 委員会会長が別に定めるところに

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号の二の2及び3に基づく委員会会長が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針(案)

令和7年11月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第51号(以下「委員会指示」という。)の二の2及び3のただし書に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長(以下「会長」という。)が定める要件及び要件に適合する者に関する対応方針について、以下のとおり定める。

1 委員会指示の二の2及び3で定める届出期間外に届出しようとする者(以下「期間外届出者」という。)は、次の表の左欄で定める要件により届出を行えなかった場合は右欄で定める書類の写しを添えて届出を行うものとする。

でためる青頬の子しを你えて油田を11 ブリ	
要件	提出する書類
(1) 新たに船舶を取得した場合	船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第
	1項に基づき交付された船舶検査証書及び以下
	の書類のいずれか。
	① 小型船舶の登録等に関する法律(平成13年
	法律第 102 号)第7条に基づき通知された小
	型船舶登録事項通知書
	② 漁船法(昭和25年法律第178号)第12条
	第1項に基づき交付された登録票
(2)漁船登録をしている漁船につい	以下の書類。
て、新たに船舶安全法に基づく船	① 船舶安全法第9条第1項に基づき交付され
舶検査を受けた場合	た船舶検査証書
	② 漁船法第 12 条第1項に基づき交付された
	登録票
(3) 遊漁船業の適正化に関する法律	以下の書類のいずれか。
(昭和 63 年法律第 99 号) 第3条	① 遊漁船業の適正化に関する法律第5条第2
第1項に基づき、新たに登録を受	項に基づく通知
けた場合	② 遊漁船業の適正化に関する法律施行規則
	(平成元年農林水産省令第 37 号) 第 18 条第
	1項第1号で定められた様式のうち、別記様
	式第8号
(4)被災した結果、委員会指示に定め	以下の書類のいずれか。
る届出期間に届出を行えなかった	① 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)
場合	第 90 条の2第1項に基づき市町村長から交
	付された証明書(罹災証明書)
	② 各自治体が発行する被災証明書

2 水産庁は、上記1の届出があった場合は速やかに期間外届出者に対し確認を行い、上 記1の表の左欄の要件により届出期間内に届出を行えなかったと認められる場合には、 届出を受付けることとし、後日、会長及び太平洋広域漁業調整委員会に報告を行う。 太平洋広域漁業調整委員会指示第51号の四に基づく遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務取扱要領(案)

令和7年11月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第 51 号(以下「委員会指示」という。)の四に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長が定める遊漁者等によるくろまぐろの採捕の届出に関する事務の取扱等について、以下のとおり定める。

#### 1. 届出の方法

委員会指示の二に定める届出は、水産庁ホームページ「クロマグロ遊漁の部屋」(https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\_kuromaguro/kyouryokuirai.html)に設けた届出用ウェブサイト(以下「届出サイト」という。)に掲載する次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。また、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。なお、いずれの方法でも届出が出来ない場合は、代替の方法も可とする。



#### (1)届出サイトへの入力

届出サイトにアクセスし、届出用の電子フォームに入力する。

#### (2)電子メールによる送信

届出サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし、必要事項を入力のうえ、電子ファイルをメールアドレス jfa\_bluefin\_rec★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること

#### 2. 届出に関する留意事項

(1)委員会指示の二に定める届出は、参考資料に記載する海域ごとに、その海域に設置された広域漁業調整委員会に提出すること。

- (2)委員会指示の二の1の届出を行うに当たっては、届出時に以下の内容が判明している場合は、その内容も記載して届け出ること。
  - ア (遊漁船を使用する場合)船名、遊漁船が登録されている都道府県名、遊 漁船登録番号
  - イ (遊漁船以外の船舶を使用する場合)船名、船舶番号又は船舶検査済票 の番号
  - ウ カヤックやスタンドアップパドルボート(SUP)等を利用する場合
  - エ 入出港しようとする場所
  - オ 予定しているくろまぐろの採捕(釣り)の方法
- (3)委員会指示の二の2の届出を行うに当たっては、遊漁船が登録されている都道府県名を記載して届け出ること。
- (4)委員会指示の二の2又は3の届出を行うに当たっては、使用しようとする船舶ごとに届け出ること。
- (5)委員会指示の二の2の四及び3の四に定める入出港しようとする場所は、都道府県名及び漁港又は港湾の名称等を記載すること。

#### 3. 個人情報等の取扱いについて

届出のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。

#### 4. 届出に対する問い合わせ

届出に形式的な不備等がある場合は、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の事務局(水産庁)から補正を指示することがある。また、届出のあった内容について、委員会の事務局(水産庁)から問い合わせることがある。

### 漁業法(昭和24年法律第267号)第152条第2項で定める 広域漁業調整委員会の海域の区分

	四、风流水阴正及兵五、7 四、0			
太平洋	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)の			
	うち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域			
	一 北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海			
	岸線における境界点から三十二度三十分に引いた線			
	二 北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市			
	の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線			
	三 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経			
	て蒲生田岬灯台に至る直線			
	四 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線			
	五 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から			
	北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十			
	四秒の点(次号において「A点」という。)に至る直線			
	六 A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十分			
	四十四秒の点(次号において「B点」という。)に至る直線			
	七 B点から百八十度に引いた線			
日本海・九	我が国の排他的経済水域、領海及び内水(内水面を除く。)の			
州西	うち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域			
瀬戸内海	次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域			
	一 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経			
	て蒲生田岬灯台に至る直線			
	二 愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線			
	三 山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る			
	直線			



くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(遊漁者用)

西曆	年	月	F
$\mathbf{H}/\mathbf{H}$		/ 1	<del>-</del>

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長

以下のとおり、くろまぐろ(大型魚)を採捕しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)二の1の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

氏名		
	住所	番地・部屋番号等
住所		
電話番号		
電子メールアドレス		

2 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所(任意記載)

		<u>-</u>	遊漁船を利用する予定の場合		遊漁船以外の船舶を利用	用する予定の場合	入出港しよう	とする場所
	利用する予定の船舶	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
2	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
3	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
4	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
5	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
6	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
7	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
8	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
9	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
10	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							

*	利用する予定の船舶欄については、	利用しない	・船舶の記載を削除又は二重取り消し線を記載のうえ、	その船舶に関する	る情報を記載すること
---	------------------	-------	---------------------------	----------	------------

Į	予定しているくろまぐろの採捕	(釣り)	の方法	(任意記載)
	ルアー釣り			

餌釣り

その他方法 (具体的に記載:

※ 予定してない採捕(釣り)の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

<sup>※</sup> 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されることがあることに同意します。

## くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(遊漁船業者用)

西暦	年.	日	日
	<del>1 -</del>	月	Н

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として下記の遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第 50号)二の2の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
	住所	番地・部屋番号等
住所		
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

太平洋

日本海•九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び入出港しようとする場所

法海似 o	计分类 6八叉 43. 平 口.	法海鱼及有种	入出港しようとする場所		
遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	都道府県名	漁港又は港湾の名称等	
1					
2					
3					
$_{1}$					
5					
5					
7					
3					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されること があることに同意します。 くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(届出期間に届出を行えなかった遊漁船業者用)

、フェイク型部油田自及し個人情報が探及くに関する同意自 (油田労用)に油田で日元なり、フに型部加米省川)				
	西曆	<b>在</b>	日	Ħ
		<b>I</b>	71	H

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として下記の遊漁船を運航しますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第 50号)二の2の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
	住所	番地・部屋番号等
住所		
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内することを予定している海域

太平洋

日本海•九州西

瀬戸内海

※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 遊漁船登録番号、遊漁船の名称及び入出港しようとする場所

遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	入出港しようとする場所		
处于100万分。	处式思测自分	及主任忠列ロマフィロヤ小	都道府県名	漁港又は港湾の名称等	

<sup>※</sup> 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

- 4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由
  - (1) 新たに船舶を取得したため。
  - (2) 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条第1項に基づき、新たに登録を受けたため。
  - (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)に定める届出期間に届出を行えなかったため。
- ※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。
- ※ (1)の理由の場合は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 の写し又は漁船法(昭和25年法律第178号)第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。
- ※ (2)の理由の場合は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第5条第2項に基づく通知の写し又は遊漁船業の適正化に関する法律施行規則(平成元年農林水産省令第37号)第18条第1項で定められた様式のうち、別記様式第8号の写しを添付すること。
- ※ (3)の理由の場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書(罹災証明書)の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。
- 5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されること があることに同意します。

### 6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広 域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。 くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(遊漁船以外の船舶を運航する者用)

西暦	年	月	日
	ļ	74	$\vdash$

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西に あっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)二の3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
	住所	番地・部屋番号等
住所		
電話番号		
电印笛力		
電ブ よったマ いしつ		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海・九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

机的亚目可以加州公本之里。亚目	бл. Б	入出港しようとする場所			
船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は港湾の名称等		
$oxed{1}$					
2					
3					
$egin{array}{c c} 4 & & & & & & & & & & & & & & & & & & $					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 4 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されること があることに同意します。 くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用)

	<b>西</b> 暦	年	月	H

下記2に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西に あっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)二の3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
	住所	番地・部屋番号等
住所		
電話番号		
HETHI HE 17		
電子メールアドレス		

2 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海•九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

3 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

	的人友	机的采 只刀斗机的投入水文面の采 只	入出港しよ	入出港しようとする場所
	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
9				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
しま	Pでは行が足りたい場合は 行を追加すること			

<sup>※</sup> 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

- 4 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由
  - (1) 新たに船舶を取得したため。
  - (2) 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。
  - (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)に定める届出期間に届出を行えなかったため。
- ※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。
- ※ (1)の理由の場合は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 の写し又は漁船法(昭和25年法律第178号)第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。
- ※ (2)の理由の場合は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。
- ※ (3)の理由の場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書(罹災証明書)の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。
- 5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されること があることに同意します。

## 6 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広 域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。 くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(遊漁者であって「遊漁船以外の船舶」を運航する者用)

<b>西</b>	左	Ħ	
	<del>'  ^</del>	月	$\vdash$

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ(大型魚)を採捕し、また、くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平 洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)二の1及び3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
	住所	番地•部屋番号等
住所		
電話番号		
電子メールアドレス		

2 遊漁者としてくろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海•九州西

瀬戸内海

- ※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。
- 3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海·九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

机的采用刀头机的投入这两面采用	的八 友	入出港しようとする場所	
船舶番号又は船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は港湾の名称等

<sup>※</sup> 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

5 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所(任意記載)(自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載)

		遊	産漁船を利用する予定の場合		遊漁船以外の船舶を利用	<b>月する予定の場合</b>	入出港しよう	うとする場所
	利用する予定の船舶	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
1	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
2	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
3	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
4	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
5	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
6	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
7	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
8	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
9	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
10	遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
 / <b></b> /	ロナフマウの知ら問につい	マロー 利用しない飲めの記載	チルログカルトーチェルツル・幼り		HB. トッは HJ チョル・トッテー			

※ 利用	する予定の船舶欄については、	利用しない	<b>〜船舶の記載を削除又は</b>	二重取り消し線を記載のうえ、	その船舶に関す	「る情報を記載すること
------	----------------	-------	--------------------	----------------	---------	-------------

6	予定してい	ハスく	スまぐ	スの採埔	(約り)	の方法	(任音記畫)
U		'(\( \)	$\mathcal{O}$ $\mathbb{R}$ $\setminus$	<b>~)</b> リノ1 <del>水</del> 1用	- 1 亚リワノ	V	

ルアー釣り

餌釣り

その他方法 (具体的に記載:

※ 予定してない採捕(釣り)の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

<sup>※</sup> 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

## 7 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されること があることに同意します。 別紙様式第4-2号

くろまぐろ遊漁届出書及び個人情報の取扱いに関する同意書(遊漁者であって届出期間に届出を行えなかった「遊漁船以外の船舶」を運航する者用)

西暦 年 月 日

下記2及び3に記載する海域に設置される広域漁業調整委員会会長 殿

以下のとおり、くろまぐろ(大型魚)を採捕し、また、くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として下記の船舶を運航し、遊漁者を漁場に案内し又は自ら漁場に赴きますので、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平 洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)二の1及び3の規定に基づき、届出します。

記

1 届出者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス

氏名		
	住所	番地・部屋番号等
住所		
電話番号		
電子メールアドレス		

2 くろまぐろの採捕を予定している海域

太平洋

日本海•九州西

瀬戸内海

- ※ 採捕を予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。
- 3 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定している海域

太平洋

日本海·九州西

瀬戸内海

※ 遊漁者を漁場に案内する又は自ら漁場に赴くことを予定していない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

4 運航する予定の「遊漁船以外の船舶」の船名、船舶番号又は船舶検査済票の番号及び入出港しようとする場所

		が		うとする場所
	船名	船舶番号又は船舶検査済票の番号	都道府県名	漁港又は港湾の名称等
1				
2				
3				
4				
5				
6				
8				
9				
10				
	コでは行が見りない担合は 行む追加すること			

<sup>※</sup> 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

5 利用する予定の船舶の情報及び出入港しようとする場所(任意記載)(自ら運航するのではなく、遊漁者として船舶を利用する場合に記載)

	遊	協船を利用する予定の場合		遊漁船以外の船舶を利用	月する予定の場合	入出港しよ	うとする場所
利用する予定の船舶	遊漁船の登録都道府県	遊漁船登録番号	遊漁船の名称	船舶番号又は 船舶検査済票の番号	船名	都道府県名	漁港又は 港湾の名称等
遊漁船/ 1 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							
遊漁船/ 遊漁船以外の船舶/ カヤック・SUP等							

<sup>※</sup> 利用する予定の船舶欄については、利用しない船舶の記載を削除のうえ、その船舶に関する情報を記載すること。

<sup>※</sup> 上記では行が足りない場合は、行を追加すること。

6	予定している	くろまぐろ	の採捕(釣り)	の方法	(任意記載
O		ヽンゕヾヽ	ノマスプト 1田 (エコ・フ・ノ	V / / / 1/1	

ルアー釣り

餌釣り

その他方法 (具体的に記載:

- ※ 予定してない採捕(釣り)の方法は、削除又は二重取り消し線を記載すること。
- 7 令和8年1月1日から同年3月20日までに届出を行えなかった理由
  - (1) 新たに船舶を取得したため。
  - (2) 漁船登録している漁船について、新たに船舶安全法に基づく船舶検査を受けたため。
  - (3) 被災した結果、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)に定める届出期間に届出を行えなかったため。
- ※ 当てはまる理由以外は削除又は二重取り消し線を記載すること。
- ※ (1)の理由の場合は、船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号)第7条に基づき通知された小型船舶登録事項通知書 の写し又は漁船法(昭和25年法律第178号)第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。
- ※ (2)の理由の場合は、船舶安全法第9条第1項に基づき交付された船舶検査証書の写し及び漁船法第12条第1項に基づき交付された登録票の写しを添付すること。
- ※ (3)の理由の場合は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第90条の2第1項に基づき市町村長から交付された証明書(罹災証明書)の写し又は各自治体が発行する被災証明書の写しを添付すること。
- 8 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されること があることに同意します。

9 期間外の届出に関する同意

当該届出を行うに当たり、くろまぐろ遊漁に係る広域漁業調整委員会指示(太平洋にあっては第51号、日本海・九州西にあっては第82号又は瀬戸内海にあっては第50号)に定める届出期間に届出を行えなかった理由として、広 域漁業調整委員会会長が別に定める事項に合致しない場合は、当該届出は認められないこととなることについて同意します。

※ 変更しようとする事項を届け出ていない海域は、削除又は二重取り消し線を記載すること。

西暦 年 月 日

		記	
1	<b>虽出番号</b>		
2 斥	虽出者の氏名(法人にあって)	は、名称及び代表者の氏名)、住所、電話番号、電子メールアドレス	
	氏名		
	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
		住所	番地・部屋番号等
	住所		
	電話番号		
	電子メールアドレス		

## 4 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後	変更しようとする理由

## 5 個人情報の取扱いに関する同意

上記届出の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組みに活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報 の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組みに関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されること があることに同意します。 太平洋広域漁業調整委員会指示第51号の四に基づく遊漁者等のくろまぐるの採捕に関する届出制の違反者への対応方針(案)

令和7年11月4日策定

太平洋広域漁業調整委員会指示第51号(以下「委員会指示」という。)の四に基づき、太平洋広域漁業調整委員会会長(以下「会長」という。)が定める委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1 委員会指示に基づく届出制の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局等と連携して現地調査・指導等を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として会長に報告する。

なお、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第157条第1項に基づき、太平洋広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

2 会長は、上記1の報告を受け、法第121条第4項で準用する法第120 条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる 旨の申請(以下「裏付命令の申請」という。)をする。

裏付命令の申請に係る手続は、会長一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

	令和	8年4月1日から令和9年3月31日までの間に			
届出対象	くろまぐろ(大型魚)釣りをしようとする <mark>全ての遊漁者</mark>	くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ(大型魚)の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート 等)運航者		
届出内容	【必須項目】 ○氏名 ○住所 ○電話番号 ○電子メールアドレス 【任意項目】 ○利用する予定の船舶に関する情報 (遊漁船を利用する場合) ・遊漁船登録番号 ・遊漁船登録番号 ・船名 (遊漁船以外の船舶を利用する場合) ・船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・船名 (カヤック、SUP等を利用する場合) ・船道府県名 ・漁港又は港湾の名称 ○入出港する予定の場所 ・都道府県名 ・漁港又は港湾の名称 ○ 予定しているくろまぐろの釣りの方法 ・ルアー釣り ・餌釣り ・その他方法(具体的に記載)	<ul><li>○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)</li><li>○ 住所</li><li>○ 電話番号</li><li>○ 電子メールアドレス</li><li>○ 船名</li><li>○ 遊漁船登録番号</li><li>○ 入出港する予定の場所</li></ul>	<ul><li>○ 氏名(法人の場合は名称及び代表者の氏名)</li><li>○ 住所</li><li>○ 電話番号</li><li>○ 電子メールアドレス</li><li>○ 船名</li><li>○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号</li><li>○ 入出港する予定の場所</li></ul>		
届出期間	令和8年1月1日(木)から 最初にくろまぐろ(大型魚)を採捕しようと する日の1営業日前まで	令和8年1月1日(木)から	<del>令和8年3月20日(金) まで</del>		
届出単位	<ul><li>採捕しようとする海域ごと</li></ul>	<ul><li>・案内しようとする海域ごと</li><li>・案内しようとする船舶ごと</li></ul>	<ul><li>・案内し又は赴こうとする海域ごと</li><li>・案内し又は赴こうとする船舶ごと</li></ul>		
届出方法	インターネ	ペット/LINE(令和8年1月1日から稼働予定)、メール等			
届出をしなかった 場合		農林水産大臣から裏付命令を発出			
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐる が必要	3(大型魚) <b>を採</b> 捕しようとする者は「遊漁者」	と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出		